

1 2 退職金に関する規定

各共済契約者で定める退職金に関する規定の例は、次のとおりです。規定する主な項目は、(1) 適用される労働者の範囲、(2) 退職金の支給要件、(3) 額の計算、(4) 支払方法、(5) 支払時期などです。

「就業規則」又は「給与規程」等に退職金について規定した上で、別途「退職金規程」を設ける場合は、例1と例2のそれぞれを規定しますが、退職金に関する規定を「就業規則」又は「給与規程」等の中に通して定める場合は、例2の「第2条（適用範囲）から第8条（掛金の納付）」を規定する形となります。

< 県社協共済事業及び（独）福祉医療機構退職手当共済制度に加入している場合 >

=例1 =

<p>《社会福祉法人〇〇〇会の就業規則》</p> <p>第〇章 退職金</p> <p>(退職金)</p> <p>第〇条 職員の退職金については、別に定める。</p>
--

=例2 =

<p>《退職金支給規程》</p>
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、社会福祉法人〇〇〇会（以下「法人」という。）の就業規則第〇条に基づき、職員の退職金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この規程による退職金は、法人に雇用され勤務する常勤職員に適用する。〇〇及び〇〇には適用しない。</p>
<p>(退職金)</p> <p>第3条 退職金は、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）から支給される退職手当金及び社会福祉法人岩手県社会福祉協議会民間社会福祉事業職員共済事業（以下「県社協共済事業」という。）から支給される退会共済金とする。</p>
<p>(退職金の額)</p> <p>第4条 退職金の額は、機構及び県社協共済事業の定めにより計算された額とする。ただし、第6条第2項の規定に該当する場合は、別途定めにより決定した額とする。</p> <p>2 第〇条により休職する期間については、法人の都合による場合を除き、前項の計算の期間に算入しない。</p>
<p>(退職金の支払方法及び支払時期)</p> <p>第5条 退職金は、支給事由の生じた日から___月以内に、退職した職員（死亡による退職の場合はその遺族）に支払う。</p>

(給付の制限)

第6条 退職金は、次の各号に該当する者には支給しない。

- (1) 勤続年数が1年に満たない者
 - (2) 退職した職員が、引き続き機構及び県社協共済事業に加入している施設又は団体に勤務し、加入期間の継続を行った者（以下「継続職員」という。）
- 2 懲戒解雇により退職した者については、退職金の全部又は一部を支給しないことがある。

(勤続期間の継続)

第7条 機構及び県社協共済事業に加入している施設又は団体から継続職員として採用された者の勤続期間は、それまで勤務していた施設又は団体における勤続期間を通算する。

(掛金の納付)

第8条 法人は、第3条に規定する機構及び県社協共済事業に対し、それぞれが定める掛金を納付する。

第9条 この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

(附則)

この規程は、 年 月 日から施行する。

<ポイント>

■ 適用される労働者の範囲（第2条参照）

退職金の支給対象となる職員の範囲を規定します。県社協及び機構それぞれの共済制度について、加入対象となる職員を明記します。

■ 休職期間の取扱い（第4条第2項参照）

休職等の期間を退職金支給の対象となる期間に算入するか否かについて定めます。ここで定める内容により、会費免除申請の有無を判断します。

■ 勤続期間の継続（第7条参照）

共済契約をしている他の事業所を退職した職員を採用し、共済事業を「転出・転入届」によって継続している場合、その職員の退職金の支払いの際に勤続期間を通算して税務処理を行うには、その旨が規程に明記されている必要があります。

13 定年退職した職員を再雇用した場合の手続

定年退職した職員を再雇用した場合、次のいずれかを選択することができます。

- (a) 定年退職の時点で退会共済金を請求し、改めて新規加入する
- (b) 定年退職の時点では請求せずに、加入を継続する

退会共済金は、退職した月から遡った1年間の標準給与額を基に計算されるため、再雇用後の本俸月額がそれ以前の本俸月額よりも大幅に下がると、定年退職のときより、加入を継続したときの方が退会共済金の支給額が少なくなる場合がありますので、事前によく検討した上で手続をしてください。

退会共済金の支給額は、本会ホームページのシミュレーションでご確認ください。